沖縄こどもの未来県民会議・にじのはしファンド協働事業
令和８年度「こどもに寄り添う給付型奨学金」募集要項

１　目的

この給付型奨学金は、沖縄こどもの未来県民会議とにじのはしファンドの協働により、学びたい意欲、能力があるにもかかわらず経済的な理由で進学が難しい皆さんに、奨学金を給付して夢や希望へ挑戦してもらうことを目的としています。

２　事業の対象者

この事業の対象者は、令和９年４月に大学、高等専門学校、専修学校等に進学を希望する者で、保護者等から「５　給付の内容」に掲げる入学金及び在学期間における授業料等についての経済的な支援が見込まれない以下に該当する者になります。ただし、沖縄こどもの未来県民会議事業推進部会が特に支援を認めた場合は、この限りではありません。

⑴　令和８年４月１日以降に沖縄県内の児童養護施設等に在籍し、令和９年３月末に高等学校を卒業する者

⑵　令和７年４月１日以降に沖縄県内の児童養護施設等に在籍し、令和８年３月以降に高等学校を卒業した者

※「児童養護施設等」とは以下の施設をいいます。
・児童養護施設　・児童自立支援施設　・児童心理治療施設
・自立援助ホーム　・里親　・ファミリーホーム

※上記⑴または⑵の在籍基準日前に児童養護施設等を退所した場合は、本事業の対象者とはならない。

※事由が生じた時期により、児童養護施設等に在籍できなかった場合は例外とする。
高等学校在学中に両親と死別する等、孤児同様の状態となった者で、既に満 18 歳に達していたため児童養護施設等に在籍できなかったが、卒業する３月末までに公的機関に準じる支援団体（県からの委託事業者等）と繋がり、社会的養護相当であると認められる者については、児童養護施設等に在籍した者同様、対象者と認める。（該当する場合は、支援団体からの推薦書を必要とする）

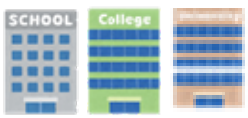

３　給付対象となる進学先

卒業又は修了することにより、国家公務員試験（大卒程度）の受験資格を有することができる教育機関又は課程となります。

（ただし、在籍中に国家公務員等の身分が与えられることにより給与が支給される場合は対象外）

対象については、以下をご確認ください。

・大学（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ichiran/mext_00050.html

・専門職大学（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmon/1414446.htm

・短期大学（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ichiran/mext_00051.html

・高等専門学校（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ichiran/mext_00052.html

・専修学校　※専門課程に限る（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1332563.htm

・水産大学校
https://www.fish-u.ac.jp/

・国立看護大学校
https://www.ncn.ac.jp/

・農業大学校、農林大学校
https://www.maff.go.jp/j/keiei/nougyou_jinzaiikusei_kakuho/kyoiku_syoukai.html

・職業能力開発総合大学校　※総合課程に限る
https://www.uitec.jeed.go.jp/

・職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校　※いずれも専門課程に限る
https://www.jeed.go.jp/location/college/2.html

４　給付予定者数

応募者のうちから複数名

※　寄付金の状況を勘案して給付予定者数を決定します。

５　給付の内容

⑴　進学先における入学金、在学期間における授業料の全額。
⑵　在学期間における、教材費等として、一人当たり年 10 万円給付。

６　他奨学金との併用

他の奨学金等との併用は可能です。併用予定の奨学金がある場合は、様式１に利用予定奨学金一覧の記入をお願いします。

この事業の給付候補者に決定した場合、例えば、当初は他の奨学金で支援を受けていたが、進級時に成績不良等の事由で他の奨学金支援を受けら

れなくなった場合でも、この事業でその後の支援ができますので、大学等への進学を考えている場合には、他の奨学金等とこの事業のどちらにも申請するようにしてください。

※　他の奨学金等とは、日本学生支援機構、地方公共団体、公的団体、民間企業・団体の奨学金及び大学の授業料免除等の学内の奨学金をさします。

※　他の奨学金等との併用の場合は、他の奨学金等の額決定後に当初の利用予定額から他の奨学金の額を差し引いた額を給付することとし、その調整は、給付決定後に行います（入学金は事前に給付するため、他の奨学金の額決定後に返還を要求することもあります）。

7　応募方法等

次の⑴に掲げる提出書類を記入し、⑵から⑷に留意のうえ、各施設や里親等を通して沖縄こどもの未来県民会議事務局に提出してください。

⑴　提出書類

ア　願書（様式１）

イ　奨学候補生推薦書（様式２）

※　推薦書については、施設又は里親等に作成をお願いして下さい。推薦書は、電子データによる提出も可能ですので、データが必要な場合は、沖縄こどもの未来県民会議事務局へご連絡ください。

ウ　在学又は卒業した高等学校発行の調査書

※　高等学校によっては、発行まで１週間以上かかる場合があります。早めの手続きをお願いします。

⑵　募集期間

令和８年８月 24 日（月）～令和８年９月 30 日（水）

(ア) 応募者数によっては、追加募集をすることもあります。その場合は、11 月にこどもの未来県民会議ホームページへ掲載します。

⑶　書類の提出方法

ア　郵送の場合：「書留」、「簡易書留」でお送りください。

※　当日消印有効

イ　直接持参する場合：令和８年９月 30 日(水)16:30 必着。

⑷　書類の提出先

〒900-8570　沖縄県那覇市泉崎１丁目２番２号（県庁３階）
沖縄県こども未来部こども家庭課
（沖縄こどもの未来県民会議事務局　給付型奨学金担当あて）

8　書類の確認について

書類は記入漏れがないか、提出前に確認を行ってください。また、以下に挙げる項目についても確認ください。

⑴　申請理由に、進学目的が明確に記載されており、夢実現に向けて学校生活やその他の生活の中で努力を続けていることが記載されているか。

⑵　進学先での目標及び将来の人生の設計（就職等）などが申請理由に明確に記載されているか。

９　選考方法

提出された願書、推薦書、調査書等を参考に、沖縄こどもの未来県民会議で給付候補者を選考します。

10　給付候補者の決定及び通知等

沖縄こどもの未来県民会議会長が給付候補者を決定します。決定結果については、同県民会議事務局から各施設又は里親等を経て申請者に通知します。

（以下、11～15 は、給付決定後の流れとなります。）

11　奨学金の給付について

⑴　給付期間

進学先の大学等に在学する期間

⑵　給付方法

ア　協働事業者であるにじのはしファンドを通してそれぞれの進学先に必要な入学金及び授業料を個々人の口座又は進学先の口座に直接振り込みます。

イ　在学期間における教材費等は、協働事業者であるにじのはしファンドを通して個々人の口座に直接振込みます。

12　入学後の報告事項について

次に掲げる項目については、にじのはしファンドへ報告及び必要書類を提出してください。

⑴　進学先へ入学後は、（進学先の）在学証明書を提出してください。

⑵　進級後は、在学証明書及び前年度の成績表を提出してください。

⑶　毎月１回の生活状況の報告をお願いします。

⑷　現住所及び進学後の住所等重要な事項に変更があったときは、にじのはしファンドへ速やかに、報告してください。

⑸　他の奨学金等を併用又は申請している場合、年度初めに「その他奨学金等状況確認書」を作成し、にじのはしファンドへ報告してください。

また、**他の奨学金が決定された場合、同奨学金から大学等へ奨学金の支払いがあり、その後、大学等から個人の口座へ入学金や授業料の返還があります。他の奨学金の給付が決定したら、にじのはしファンドへ速やかに報告してください。**

⑹　沖縄こどもの未来県民会議事務局が実施する、学生生活の状況の報告及びアンケート等にご協力ください。

※　寄付をして下さった方等に向け、沖縄こどもの未来県民会議ホームページ等で匿名で公開する予定です。

⑺　その他、大学等を卒業後、自分自身の経験を多くの県民の皆さんに伝えていくための活動に協力して下さい。

13　奨学金の停止について

皆さんが進学先の大学等において、次のいずれか１つに該当した場合は、奨学金の停止をする場合があります。その際は、速やかに報告してください。

⑴　休学したときまたは停学の処分を受けたとき。
⑵　12 の⑴から⑸に定める報告事項を怠ったとき。
※　上記事項によって奨学金が停止された場合でも、事由等により奨学金を復活する場合もあります。

14　奨学金の廃止について

次のいずれか１つに該当した場合は、奨学金を廃止する場合があります。その際は、速やかに報告してください。

⑴　退学したとき。
⑵　心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
⑶　死亡したとき。
⑷　奨学金の給付を受けることを辞退したとき。
⑸　その他奨学金給付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

15　奨学金の返還について

次のいずれかに該当した場合は、奨学金を取り消し、支給した奨学金の返還を求めます。

⑴　申請書類等の記載事項に虚偽がある場合。
※　進路希望先、進学先の変更が必要な場合は沖縄こどもの未来県民会議事務局までご連絡ください。
⑵　その他対象者としてふさわしくない非違行為があったとき。
⑶　他の奨学金等を併用し、進学先の大学等から入学金及び授業料の返還があったが、事前に給付した奨学金で返還すべき額の返還がないとき。

16　その他

⑴　応募書類について
応募して頂いた提出書類については、支援団体と共有する事もありますのでご了知ください。
⑶　その他について
①　推薦書等各種様式は、沖縄こどもの未来県民会議ホームページに掲載しています。

② ご質問は下記までご連絡下さい。

沖縄こどもの未来県民会議事務局
（沖縄県こども未来部こども家庭課内）
住所：〒900-8570　沖縄県那覇市泉崎 1-2-2
電話番号：098-866-2174（給付型奨学金担当）

沖縄
こどもの未来
県民会議

（沖縄こどもの未来県民会議ＨＰはこちら）